

## 臨床実習V-B（診療参加型臨床実習）内規

（目的）

第1条 この内規は、医学部5・6年生臨床実習V-B（診療参加型臨床実習）\*選択型について定めるものである。

（実習期間）

第2条 実習期間は1月から翌年6月までの6期間とし、原則として、1期間は月初から月末までとする。

2 学外実習の場合においても、原則として前項に従う。

（実習施設の条件）

第3条 学外（国内）での実習施設は、大学附属病院又は臨床研修指定病院とする。

2 国外における実習施設は、大学附属病院又は大学関連施設とする。

（実習診療科の選択）

第4条 実習先の選択は、1期間1科とし、6期間で6科選択する。

2 6期間のうち、原則、内科系を1科、外科系を1科選択するものとする。

3 残り4期間は自由に選択できる。

4 学外（国内・国外）の選択は1期間1施設とし、2期間2施設までの選択とする。

5 学外（国内）の実習では、同一期間、同一医療機関、同一診療科に実習する学生は1名とする。但し、地域枠入学者はその限りではない。

6 地域枠入学者は、その地域での実習を必ず1期間実施する。

7 原則、学外（国外）の実習では、同一期間、同一医療機関に実習する学生は2名まで可能とする。但し、診療科は別とする。

8 「研究」を選択した場合、実習時期は、1月～3月の間で行うこととする。また、期間は1～2ヶ月の間で、選択教室により異なる。

9 学内診療科の選択は、すべて異なる診療科でなければならない。ただし、学外（国内・国外）実習では、同一の診療科の選択を可とする。

10 学外（国内・国外）の実習の辞退、実習先・診療科の変更は、実習施設の事情を除き、原則認めない。

（学内実習の調整及び決定）

第5条 学生が中心となり実習診療科の調整を行い、教授総会が承認する。

2 学外実習希望者は、実習先の都合により、実習不可能であった場合を考慮し、学内の診療科を選択するものとする。

（学外実習希望申請及び決定）

第6条 学外実習希望者は、「学外ECC希望申請書」・「志望動機」・「履歴書」を提出すること。

2 学外（国内）実習希望者は、申請書類をもとに書類審査、面接試験を行い、教授総会が承認する。

3 学外（国外）実習希望者は、申請書類をもとに書類審査、筆記および面接試験（英語による口頭試問を含む）を行い、教授総会が承認する。

4 学外（国外）実習希望者は、原則として次に挙げるいずれかの資格を有するものとする。  
実用英語技能検定（ $\geq$ 準1級）、TOEIC（ $\geq$ 650）、TOEFL（ $\geq$ 500）、TOEFL-CBT（ $\geq$ 177）、  
TOEFL-iBT（ $\geq$ 62）、国連英語検定（ $\geq$ B級）、IELTS（ $\geq$ 5.5:アカデミック・モジュール）

5 学外（国外）実習希望者は、4年次までの累積GPAを評価の基準として使用する。

6 実習診療科・時期について、希望が重複した場合は学内審査前に学生間で調整するものとする。

7 実習診療科・時期については臨床実習IV・V委員会が承認する。

附則

1. この内規は、令和6年4月1日から施行する。

2. この内規の改廃は、医学部教育委員会の議を経て教授総会の承認を要するものとする。